

クリーンガス相当量認証申請ガイドンス

クリーンガス証書評価委員会作成

本資料は、「クリーンガス証書事務取扱要領」の補足として作成した資料です。

申請に当たっては、まず「クリーンガス証書事務取扱要領」をご確認いただいた上で、本資料をご活用ください。

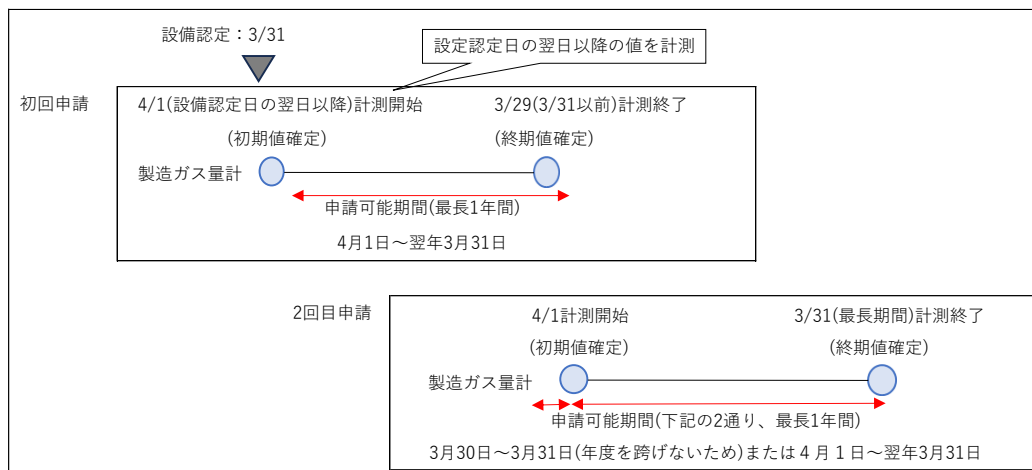
(1) クリーンガス相当量認証の申請時期

申請時期に関しては特に定めはありません。

(2) クリーンガス相当量認証の対象期間

設備認定日以降に製造されたクリーンガス製造量が認証対象となります。クリーンガス相当量認証の対象期間（始期と終期）については、最長1年間となりますが、年度を跨がない1年以内の任意の期間（例：6ヵ月、3ヵ月）でクリーンガス相当量認証を申請することが可能です。

クリーンガス相当量認証の対象期間（例）



(3) クリーンガス相当量認証申請時に提出する書類

以下の申請書類並びに関連するエビデンス資料を提出してください。

- クリーンガス相当量認証申請書（クリーンガス証書事務取扱要領 附属書 7）
- 認証対象クリーンガス製造量確認データ及び計算書（同 附属書 9）

(4) 変更申請手続きを省略し、クリーンガス相当量認証申請内にて変更手続きが可能なものについて《取扱範囲について》

以下の変更については、別途の変更申請を省略し、クリーンガス相当量認証に付加して変更申請することができるものとします。

○附属書 5（クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト）、附属書 9（認証対象クリーンガス製造量確認データ及び計算書）の変更を伴わないもので、変更の経緯・事情の確認精査を省略することが可能なもの。

具体的な例としては、

- ・ 名称（氏名）・所在地・運転開始年月日の変更または修正
- ・ 計器取替
- ・ 設備認定時に計器が設置され、計器番号等が附属書 9 に記載され、確認済であること。
- ・ ガス製造量(体積、熱量)を測定する遠隔検針によるデータ収集システムによる実測データを、機関にて、リアルタイム・累積分について確認可能なこと。また、その際に、ガス製造量(体積、熱量)を測定するデータ収集システムと製造設備の両方が機関にて確認可能であること。
- ・ 申請日以降のデータにエラーがなく、信頼できると機関が判断できること。

《具体的な取扱について》

変更の概要について、クリーンガス相当量認証申請書類に記載するとともに、変更した附属書並びにそのエビデンスを添付提出してください。なお、変更概要の記載箇所は以下のとおりとします。

○附属書 2（クリーンガス製造設備概要書）の変更。

附属書 8（クリーンガス受け入れ実績報告書）に特記事項欄を設け、変更概要を記載の上、変更した附属書とエビデンスを添付ください。

以上

附 則（令和 5 年 12 月 12 日制定）

1. このガイダンスは、令和 5 年 12 月 12 日より施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 4 日改定）

1. このガイダンスは、令和 6 年 3 月 4 日より施行する。